

学内の事務手続きにおける印鑑廃止について（2）

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年9月30日）

「指導教員の事前の確認のための押印の必要性」につきまして、重ねて質問、要望させていただきます。

小生の最初の質問・要望にまったく応えていただけておりません。もう一度よく読んでください。

小生が申し上げているのは、まさに電子決済システムの導入など新たな仕組みを導入して、「指導教員の事前の確認のための押印」を省くことによって、教員の方々や学生にとって無駄な時間や労力をなくすことです。

職員の皆様にとっても、紙面の書類がなくなれば大幅な業務効率化につながります。民間企業では当然のこととして実施している電子決済をなぜ導入しないのでしょうか。その理由をお聞かせください。

また、「順次見直しを進めている」「引き続き検討を進めている」とおっしゃる印鑑廃止に向けた具体的な取り組みの内容とその実現までの目途を示してください。さらに、入学予定者サイトや授業料免除の Web 手続きが日常の事務処理における印鑑廃止とどんな関係があるのかご教示ください。

小生の質問の焦点を外して抽象的で曖昧に回答するのではなく、質問・要望したことに真正面から回答していただきたくお願い申し上げます。

【回答】（回答日：2020年10月12日）

（回答者：教育推進・学生支援部）

前回の投稿は、諸届、報告書類等にその提出者である学生や指導教員の押印が必要なことに対して、それを省略することで教員や学生にとって無駄な時間や労力をなくしてほしいというものであったと理解しています。

諸届、報告書類等を電子申請で省略することの例として、入学予定者サイトや授業料免除の Web 手続きを挙げています。

前回回答したとおり、学生・教員の負担軽減、業務の効率化につながる変更が可能であれば、電子申請等のデジタル化も含めて、順次見直しを行っていますが、予算、及び検討するための時間も必要なことから、必ずご希望に添えるわけではないことをご理解ください。